

仕様書

1. 業務名

「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン観光誘客プロモーション
(山陽圏第2期) 業務

2. 委託期間

契約日～令和5年3月31日まで

3. 業務の目的

全国旅行支援として実施する、「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン(以下、「キャンペーン」という。)の期間を通して、島根県の主要な観光誘客の対象地域である山陽圏の在住者を対象に、キャンペーン及び島根県の観光情報を継続的に情報発信する観光誘客プロモーション(以下、「プロモーション」という。)を展開することで、島根県への来訪や宿泊意欲の喚起に繋げる。

4. 業務内容

(1) 対象エリア

山陽圏

(2) 対象者

上記(1)の地域に在住する、幅広い年代層(特に30代～40代の女性層)

(3) 実施概要

- ①キャンペーン期間を通して、各種メディア等を活用したプロモーションを継続的に展開することで、島根県の観光情報への接触機会を増大させ、島根県への来訪動機に繋げていく。
- ②「美肌県しまね」や「ご縁の国しまね」をキャッチコピーとして、キャンペーンの周知を図るとともに、島根の豊かな自然やご縁ゆかりの地、パワースポット、肌を潤す美肌温泉、島根に来ないと食べられないグルメなど、島根の観光コンテンツの魅力を確実にメインターゲットに訴求させるPRを実施する。

(4) プロモーション業務に関するPRの実施時期等

令和5年1月中旬～令和5年3月下旬までを想定

※ただし、実施時期及び実施期間等の詳細については、キャンペーンの開始時期及び期間等を踏まえ、契約時に県と受託候補者とが協議の上決定する。

5. 提案書作成上の留意事項

- ①提案は1者につき1件とする。
- ②メインターゲットの旅行意向や旅行動機などを分析した上で、島根県への来訪や宿泊意欲の喚起に繋がる、効果的な企画及びPR手法を提案すること。
- ③プロモーションの期間を通して、キャンペーン及び観光コンテンツの情報を、各種メディア等を効果的に組み合わせて、できるだけ切れ目なくメディア露出させるPR手法を提案すること。
- ④キャンペーン及び観光コンテンツの情報を、より多くのメインターゲットに確実に訴求させるPR手法を提案すること。

- ⑤島根県内全域(出雲地域・石見地域・隠岐地域)の観光情報を発信できるよう工夫すること。
- ⑥実施するPRごとに、成果指標及び検証方法、PRの内容、回数、期間等を記載すること。
- ⑦PRする際、島根県が別に制作・運営する予定の「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーンウェブサイトへ誘導するよう工夫すること。

6. 県との調整

- ①受託候補者は契約締結後、プロモーション業務に関する具体的な個別PRの内容、実施スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を県に提出すること。
- ②契約締結後、受託候補者は定期的(月1~2回)に、業務実施状況及び今後の予定等についての打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、オンライン会議システムを利用することも可とする。打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。
- ③契約締結後、受託候補者は毎月末に業務の進捗状況を県に報告すること。また、報告の際、「PR記事」、「PR一覧表(効果測定を含む)」、「その他活動内容のわかる資料」を作成すること。

7. 著作権等

業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、県に帰属するものとする。

また、受託者は県及び県から著作物利用について許諾を受けた者に対し、本業務により制作された著作物につき、著作者人格権を行使しないことを許諾するものとする。

なお、業務と無関係に生じた受託候補者または第三者の権利については、引き続き受託候補者または第三者に権利が帰属するものとし、県は、受託候補者と合意した利用方法に従い、当該権利を使用することとする。

8. 二次使用について

本業務で制作されたコンテンツ(デザインデータ、受託候補者が撮影した画像、テキストなど)は、下記の媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- ・県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体、デジタルサイネージ等
- その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

9. 業務完了後の提出物

(1) 業務完了報告書

プロモーション業務の実施内容、期間、効果測定等を記載した実施報告書

(2) コンテンツデータ

業務で制作した画像、動画等の電子データ

(※提出方法については契約時に県と受託候補者とが協議の上決定する)

(3) ノベルティ等

受託候補者が業務の一環としてノベルティ等を制作・配布等した場合は、成果物を提出する

(4) その他、業務実施に当たって制作した成果物

10. その他

- ①この仕様書に定めるもののほか、実施に当たり疑義が生じた場合は、県と受託候補者双方で

協議の上決定する。

- ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、県が指示した場合は、事業の停止または事業内容の見直しを行うこと。

【参考1】 島根県の観光情報に関するウェブサイト等

- 「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン
<https://goenbihada-shimanetabi.jp/>
- しまね観光ナビトップ <https://www.kankou-shimane.com/>
- 美肌県しまね <https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/>
<https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-pro/>
- ご縁の国しまね <https://www.kankou-shimane.com/pickup/2044.html>
- しまねの温泉 <https://www.kankou-shimane.com/spa/index>
<https://www.kankou-shimane.com/bihadaken-uruoi/onsen/>
- 体験・現地ツアー <https://www.kankou-shimane.com/experience>
- 日本遺産 <https://www.kankou-shimane.com/nihonisan-shimane/>
- ご縁の国しまね - YouTube
https://www.youtube.com/channel/UCFT6U_hpiJIHTVnPon16M0Q
- 島根県観光振興課 Instagram <https://www.instagram.com/shimane.goen/>
- 島根県観光振興課 Facebook <https://ja-jp.facebook.com/shimanetourism/>
- 島根県観光振興課 Twitter https://twitter.com/shimaneken_pr

【参考2】 ロゴデザイン

- ご縁も、美肌も、しまねから。 <https://www.kankou-shimane.com/renmei/news/21>
- 美肌県しまね
<https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/goen/bihadakenshimanelogo.html>